

令和5年御殿場市議会
第1回臨時会議案資料

件名	頁
議案第1号関係資料	1
議案第2号関係資料	2
報告第1号関係資料	8

議案第 1 号関係資料

御殿場市公共施設等整備基金条例の概要

1 趣旨

本市が所有する公共施設等（公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物及び工作物をいう。）は、整備後の年月の経過に伴い、老朽化が進行しています。

市民の安心、安全な生活を守るため、公共施設等の状況に応じた維持管理・修繕、改修及び更新等が必要となりますが、それに伴い、財政負担の大幅増も見込まれます。

このような状況において、将来にわたる健全財政の維持と公共施設等の最適な環境整備を両立していくためには、先見性を持ち、現在の公共施設等を「長く、賢く」使用していくことを含めた整備方針を定め、それに即した整備を進めていかなければなりません。

今後は、市の公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別計画等に基づきつつ、人口減少や人口構造の変化、経済社会情勢の動向等も考慮したうえで公共施設等の整備を検討していきますが、整備には多額の費用を要することから、財政負担の平準化を図るためにも財源の備えが必要となります。

これらを踏まえ、公共施設等の長寿命化を図るための修繕及び改修並びに除却等に要する経費に充てるため、御殿場市公共施設等整備基金条例を制定するものです。

2 施行日

公布の日

議案第 2 号関係資料

「鮎沢ひだまり公園」の概要

【名 称】 鮎沢ひだまり公園

【位 置】 御殿場市東田中 1 0 9 2 番地の 4 0

【面 積】 2 3 0 m²

【種 別】 街区公園

【供用開始】 令和 5 年 4 月 1 日

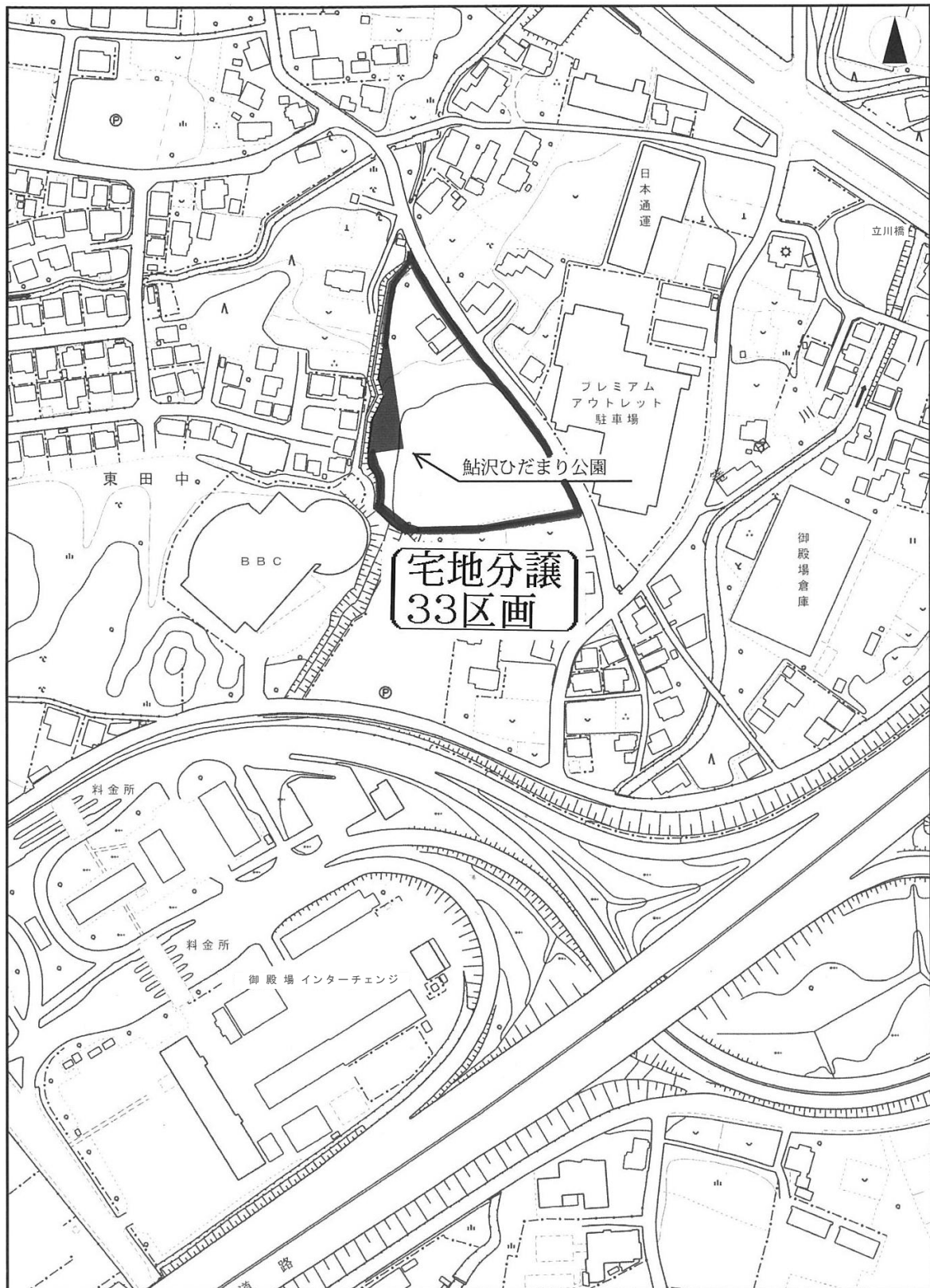
【主な施設】 低木（サツキ）

ベンチ 2 基

車止め 6 基

フェンス H = 1 . 5 0 m

鮎沢ひだまり公園案内図



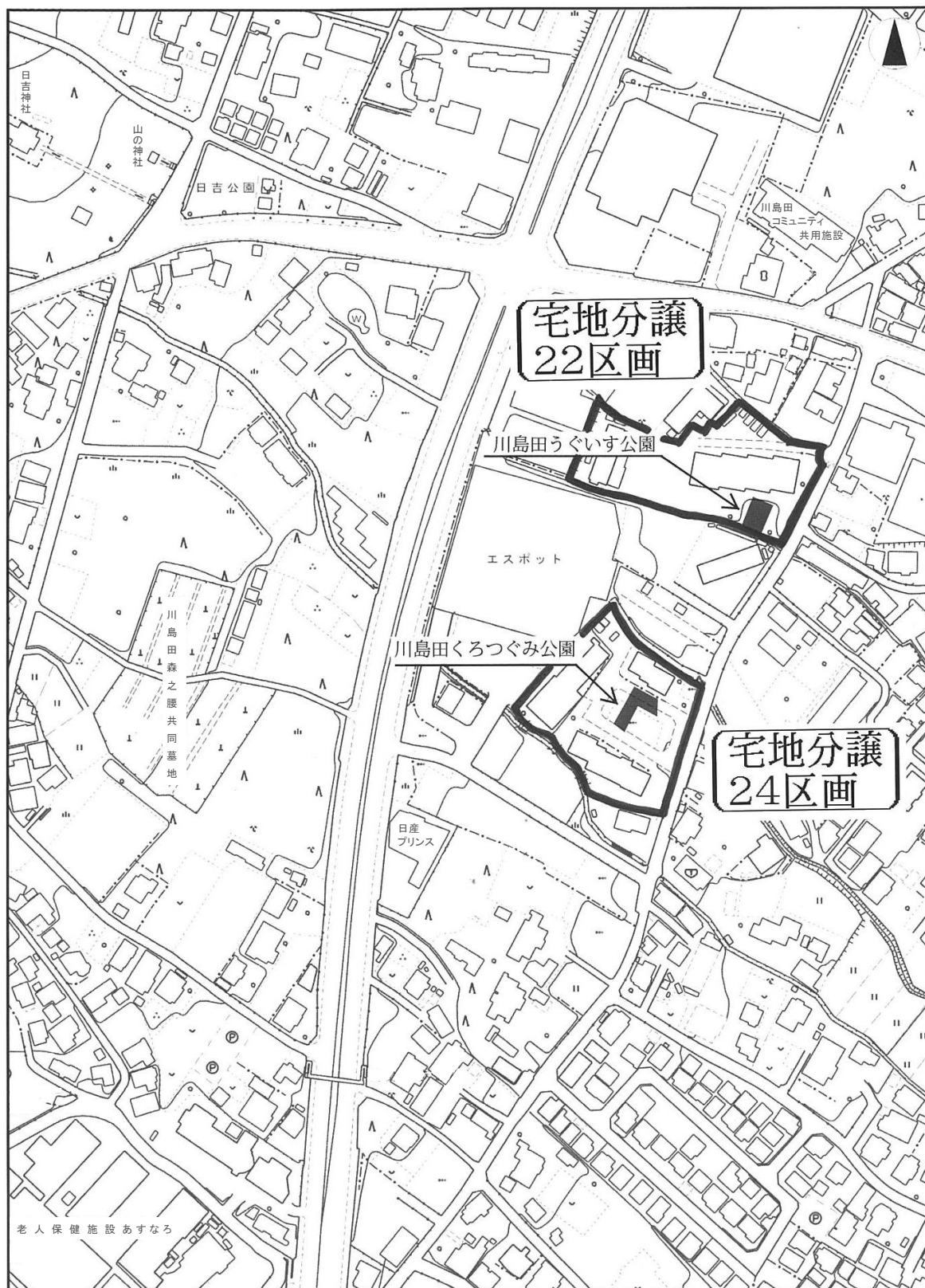
「川島田くろつぐみ公園」の概要

- 【名 称】 川島田くろつぐみ公園
- 【位 置】 御殿場市川島田 9 7 7 番地の 1 9
- 【面 積】 1 7 2 m²
- 【種 別】 街区公園
- 【供用開始】 令和 5 年 4 月 1 日
- 【主な施設】 花壇 一式
ベンチ 2 基
車止めバリカー 1 基
フェンス H = 1 . 8 0 m

「川島田うぐいす公園」の概要

- 【名 称】 川島田うぐいす公園
- 【位 置】 御殿場市川島田 9 2 9 番地の 2 4
- 【面 積】 1 7 2 m²
- 【種 別】 街区公園
- 【供用開始】 令和 5 年 4 月 1 日
- 【主な施設】 花壇 一式
ベンチ 2 基
車止めバリカー 1 基
フェンス H = 1 . 8 0 m

川島田くろつぐみ公園・川島田うぐいす公園案内図



御殿場市都市公園条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧		
別表第 1（第 2 条関係）		
種別	名称	位置
【略】	【略】	【略】
街区公園	【略】	【略】
	リベスタ公園	御殿場市北久原 5 5 6 番地の 1 9

新

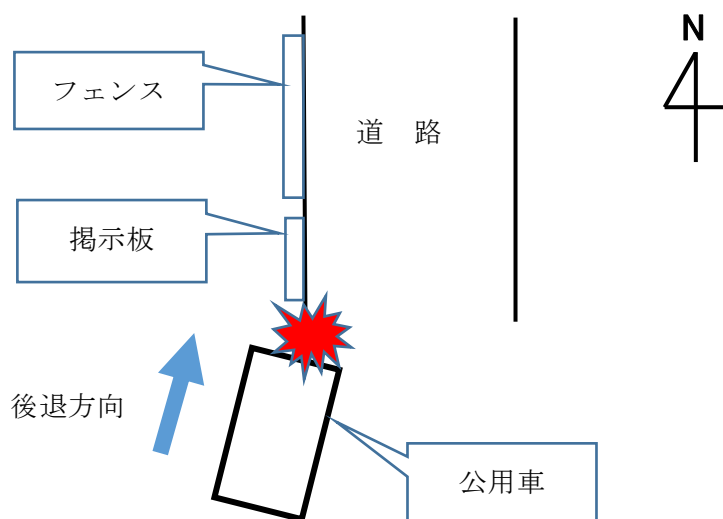
別表第 1（第 2 条関係）

種別	名称	位置
街区公園	リベスタ公園	【略】
	あいざわ <u>鮎沢ひだまり公園</u>	<u>御殿場市東田中 1 0 9 2 番地の 4 0</u>
	かわしまた <u>川島田くろつぐみ公園</u>	<u>御殿場市川島田 9 7 7 番地の 1 9</u>
	かわしまた <u>川島田うぐいす公園</u>	<u>御殿場市川島田 9 2 9 番地の 2 4</u>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【事故発生状況図】



【位置図】 御殿場線 三角芝原踏切 付近



